

川西市大学等進学支援金制度

経済的な理由で大学等への進学を断念することのないよう、進学支援金の給付します。

◆対象となる方

次のすべての要件を満たしている方

- ① 高等教育の修学支援新制度により第Ⅱ区分から第Ⅳ区分（多子世帯区分）で採用され、入学金が減免される方。
- ② 令和6年4月に高等教育の修学支援新制度の対象となっている大学等に入学された方。
- ③ 入学時に保護者が市内に住所を有しており、学資に乏しい方（大学等の夜間において授業を行う学部に入学者の方については、本人のみが市内に住所を有する場合を含みます。）。
- ④ 大学等が実施する他の減免等により入学金の全額免除を受けていない方。

高等教育の修学支援新制度への申請と在学期間の入学金減免手続きが必要です。

制度内容や申請方法等につきましては、日本学生支援機構もしくは在学期間へお問合せください。

※高等教育の修学支援新制度とは、令和2年4月から実施されている制度です。

日本学生支援機構による給付型奨学金制度が拡充され、あわせて授業料・入学金も減免（免除 or 減免）されます。



修学支援新制度特設ページ

◆対象学校

高等教育の修学支援新制度の対象となっている次の学校種別の学校が対象です。

- 大学（大学院除く）
- 短期大学
- 高等専門学校（第1学年から第3学年を除く）
- 専修学校（専門課程に限る）

◆申請書類

- ① 川西市大学等進学支援金給付申請書
- ② 高等教育の修学支援新制度により、入学金が減免されることを確認できる書類
- ③ 高等教育の修学支援新制度により、第Ⅱ区分から第Ⅳ区分（多子世帯区分）で採用されていることが確認できる書類（②の書類で確認できる場合は不要）
- ④ 減免前の入学金（入学料）の額が確認できる書類
- ⑤ 他の減免制度により入学金の一部免除を受けている場合（受ける見込みである場合を含む。）は、その内容及び額が確認できる書類

※ ②、③の書類により、④、⑤の内容が確認できる場合は提出不要です。

※ 入学金（入学料）の額が確認できる書類については、パンフレット等の写しで構いませんが、大学等が確認できる箇所（表紙等）も併せて提出してください。

◆受付期間

令和6年7月1日（月）～令和7年3月31日（月）午前9時から午後5時（土日祝除く・郵送可）

◆給付額

下表の額を上限に、入学金の実負担額を給付します（１人１回限り）。

※実負担額とは、大学等への入学金から川西市から給付する進学支援金以外の減免制度（高等教育の修学支援新制度等）の減免額を控除した額のことをいいます。

●給付額（上限）

学校		修学支援新制度の 採用区分	昼間制	夜間制
国公立	大学	第Ⅱ区分	94,000 円	47,000 円
		第Ⅲ区分	188,000 円	94,000 円
		第Ⅳ区分	211,500 円	105,700 円
	短期大学	第Ⅱ区分	56,400 円	28,200 円
		第Ⅲ区分	112,800 円	56,400 円
		第Ⅳ区分	126,900 円	63,400 円
	高等専門学校	第Ⅱ区分	28,200 円	
		第Ⅲ区分	56,400 円	
		第Ⅳ区分	63,400 円	
	専修学校	第Ⅱ区分	23,300 円	11,600 円
		第Ⅲ区分	46,600 円	23,300 円
		第Ⅳ区分	52,500 円	26,200 円
私立	大学	第Ⅱ区分	86,600 円	46,600 円
		第Ⅲ区分	173,300 円	93,300 円
		第Ⅳ区分	195,000 円	105,000 円
	短期大学	第Ⅱ区分	83,300 円	56,600 円
		第Ⅲ区分	166,600 円	113,300 円
		第Ⅳ区分	187,500 円	127,500 円
	高等専門学校	第Ⅱ区分	43,300 円	
		第Ⅲ区分	86,600 円	
		第Ⅳ区分	97,500 円	
	専修学校	第Ⅱ区分	53,300 円	46,600 円
		第Ⅲ区分	106,600 円	93,300 円
		第Ⅳ区分	142,500 円	105,000 円

※第Ⅳ区分は多子世帯区分に限ります。

◆問合せ先

●川西市大学等進学支援金制度について

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市教育委員会事務局 教育総務課 TEL：072-740-1256

●高等教育の修学支援新制度について

日本学生支援機構

TEL：0570-666-301

●入学金減免手続きについて

在学校へお問い合わせください。

◆川西市大学等進学支援金制度Q & A

Q 1 大学への入学時点では保護者は川西市に住所を有していなかったが、申請時点では、川西市に転入し、住民登録がある。対象となりますか。	A 対象外です。 対象者は、大学への入学時点において、川西市に住所を有する方の子としておりますので、対象となりません。
Q 2 高等教育の修学支援新制度の申込を行っておりません。 この場合、対象となりますか。	A 対象外です。 対象者は、高等教育の修学支援新制度において、第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分に採用され、入学金が減免される方となります。 高等教育の修学支援新制度への申請方法につきましては日本学生支援機構へ、入学金の減免については在学学校へお問合せください。
Q 3 現在、大学2年生ですが、既に支払った入学金も対象になりますか。	A 令和6年に大学等へ進学した方が、入学前又は入学後速やかに高等教育の修学支援新制度の申込を行い、支援対象に採用された後、在学学校で入学金の減免が適用される方が、申請対象となります。
Q 4 高等専門学校の3年生から4年生に進学など、いわゆる内部進学は対象になりますか。	A 内部進学により入学金が発生する場合は、対象となります。なお、外部から編入される場合でも入学金が発生する場合は対象となります。
Q 5 私立大学に入学し、高等教育の修学支援新制度による第Ⅱ区分の減免額が適用され、入学金の実負担額は76,000円となりました。 この場合、川西市から給付される進学支援金の額はいくらになりますか。	A 私立大学第Ⅱ区分の給付上限額は、86,600円ですが、実際に負担された入学金が76,000円であるため、川西市からの給付額は実負担額である76,000円となります。
Q 6 進学支援金の給付は、回数に制限がありますか。	A 進学先の入学金を対象に1回のみ進学支援金を給付します。複数校に合格した場合でも、実際に進学した大学等の入学金対象です。 ただし、川西市から進学支援金の給付を受けたことがない場合であっても、過去に高等教育の修学支援新制度による入学金の減免を受けていることにより、大学等の入学金が減免とならない場合は、川西市でも進学支援金の給付対象となりません。